

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
室長 補佐 島村 力夫 (内線 2898)
救助係長 馬場 和弘 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年9月6日(16:00)

台風12号による被害にかかる災害救助法の適用について (第5報)

1 災害の概要

台風12号による被害により、鳥取県、三重県、奈良県及び和歌山県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、鳥取県、三重県奈良県及び和歌山県は災害救助法の適用を決定した。

また、岡山県玉野市において住家に多数の被害が生じたため、岡山県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【鳥取県】 東伯郡湯梨浜町 (とうはくぐんゆりはまちょう) 西伯郡南部町 (さいはくぐんなんぶちょう)	9月3日	台風12号による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
【三重県】 熊野市 (くまのし) 南牟婁郡御浜町 (みなみむろぐんみはまちょう) 南牟婁郡紀宝町 (みなみむろぐんきほうちょう)	9月2日		
【奈良県】 五條市 (ごじょうし)	9月2日		

<p>【奈良県】 宇陀郡御杖村 (うだぐんみつえむら) 吉野郡吉野町 (よしのぐんよしのちょう) 吉野郡下市町 (よしのぐんしもいちちょう) 吉野郡黒滝村 (よしのぐんくろたきむら) 吉野郡天川村 (よしのぐんてんかわむら) 吉野郡野迫川村 (よしのぐんのせがわむら) 吉野郡十津川村 (よしのぐんとつかわむら) 吉野郡川上村 (よしのぐんかわかみむら) 吉野郡東吉野村 (よしのぐんひがしよしのむら)</p>	<p>9月2日</p>	<p>台風12号による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。</p>	
<p>【和歌山県】 田辺市 (たなべし) 新宮市 (しんぐうし) 日高郡日高川町 (ひだかぐんひだかがわちょう) 東牟婁郡那智勝浦町 (ひがしむろぐんなちかつうらちょう) 東牟婁郡古座川町 (ひがしむろぐんこざがわちょう)</p>	<p>9月2日</p>		

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	
<p>【岡山県】 <u>玉野市(たまのし)</u></p>	<p><u>9月2日</u></p>						<p><u>286</u></p>	<p><u>248</u></p>		<p><u>6日9:00現在</u></p>

(注) 下線は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等